

議案第106号

さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成13年さいたま市条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 併設施設（第18条— <u>第21条</u> ） 第4章 補則（ <u>第22条</u> ） 附則  （併設施設の設置） 第18条 センターに花きミスト温室及び花き母樹温室（以下「併設施設」という。）を併設する。  （併設施設の業務） 第19条 併設施設は、それぞれ次に掲げる主要な業務を行う。  (1) [略] (2) [略]	目次 第1章・第2章 [略] 第3章 併設施設（第18条— <u>第22条</u> ） 第4章 補則（ <u>第23条</u> ） 附則  （併設施設の設置） 第18条 センターに <u>花き展示温室</u> 、花きミスト温室、花き母樹温室及び花き集荷施設（以下「併設施設」という。）を併設する。  （併設施設の業務） 第19条 併設施設は、それぞれ次に掲げる主要な業務を行う。 (1) <u>花き展示温室</u> <u>温室栽培等の実習及び展示に関すること。</u> (2) [略] (3) [略] (4) <u>花き集荷施設</u> <u>ア 花き類の共同出荷に関すること。</u>

イ 花き類の交換会等の開催に関すること。

(休業日及び利用時間)

第21条 第5条の規定は、花き展示温室の休業日について準用する。

2 花き展示温室及び花き集荷施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

第22条 [略]

第4章 [略]

第23条 [略]

別表第2 (第20条関係)

併設施設の使用料

種別	使用料	摘要
[略]		
花き母樹温室	[略]	
花き集荷施設	販売額の5パーセントに相当する額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	花き類等を販売した場合に限る。

第21条 [略]

第4章 [略]

第22条 [略]

別表第2 (第20条関係)

併設施設の使用料

種別	使用料	摘要
[略]		
花き母樹温室	[略]	

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。